



## 政策 5 次世代を育むまちづくり

■ 基本的な考え方

次世代を担う全ての子どもが、健やかに成長し豊かな人生を育むことができるよう、それぞれの成長段階に応じた支援や子育てしやすい環境づくりを地域社会全体で推進することが重要です。

これまで、本市では、出会い・結婚、妊娠・出産、子育てを望む市民が、その希望を叶え、安心して子育てができるよう、結婚支援や子育て支援の充実に取り組んできました。

また、学校教育の充実を図るため、学力の向上はもとより教職員の働き方改革やICT環境の整備等、ソフトとハードの両面から教育の質の向上に取り組んできました。

近年、加速する少子化や共働き世帯の増加など、子どもや子育て世代を取り巻く環境は変化しており、時代の変化に応じた切れ目のない、きめ細かな支援を行う必要があります。

また、グローバル化やデジタル化が急速に進展するなど、将来の予測が困難な時代において、子どもと社会のウェルビーイングを実現するためには、社会の持続的な発展に向けて、自らの手で未来を切り拓くことができる子どもを育む必要があります。

このようなことから、本市では、子どもの意見表明・社会参画の推進、子どもの権利擁護・子どもからのSOSへの対策強化、子どもの居場所づくりの推進により、「こどもまんなか社会」の推進を図ります。

また、出会い・結婚・妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援、子どもの健康と発達支援、質の高い幼児教育・保育の推進、ひとり親家庭への支援、子育てしやすい環境づくりにより、結婚・子育て支援を総合的かつ包括的に推進します

さらに、子どもが主体的に考え行動する力を育む教育の推進、多様な学習機会の確保、教育環境の充実、地域と学校との協働の推進により、社会全体で子どもを見守りながら、誰一人取り残さず全ての子どもの可能性を引き出す質の高い教育の推進を図ります。

■ 施策の体系



【こどもまんなか】子どもたちの意見を聴き、その意見を尊重し、子どもたちにとってよいことは何かを考え、自分ができるアクションを実践すること。

## ■ 概要

子どもの意見表明と社会参画を推進するとともに、子どもの権利擁護・子どもからのSOSへの対策強化、子どもの居場所づくりの推進を図り、全ての子どもの最善の利益が確保される社会をつくります。

## ■ 現状と課題

### 子どもの意見表明・社会参画

子どもの権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して子ども関連施策に取り組む「こども基本法」が2023年(令和5年)4月1日に施行され、国全体で「こどもまんなか社会」の実現をめざす動きが高まっています。

本市は、子どもが主体となって考え、成果を発表できる場の創出や、子どもの意見を本市の施策に反映させる取組を始めました。

今後も、子どもが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、子どもが意見を表明し、社会参画できる仕組みづくりを推進する必要があります。

### 子どもの権利擁護・子どもからのSOSへの対策強化

本市における児童虐待相談対応件数は、全国の状況と同じく増加傾向にある中、本市は、児童相談所を含む子どものための総合支援拠点の設置に向けた取組を進めています。

また、ヤングケアラーやその家族を地域で支えるため、県や本市の教育・福祉部門等の多様な主体が共通認識と連携を図りながら、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える体制づくりを推進しています。

今後とも、こども基本法の理念に掲げる子どもの権利擁護が図られ、これまで以上に専門的かつ包括的な子ども・子育て全般に対する相談支援体制を構築する必要があります。

### 子どもの居場所づくりの推進

本市では、全ての子どもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、多様な体験活動や外遊びの機会に接し、自己肯定感や自己有用感を高めることができるよう、児童館・児童センターの運営や、放課後児童クラブの待機児童解消に向けた取組、子ども食堂の普及促進等、子どもの居場所づくりを推進してきました。

今後も、ソフト・ハードの両面から子どもが安心して豊かに過ごすことのできる居場所の充実を図る必要があります。

## ■ 成果指標

- 「こどもまんなか社会」の実現に向かっていていると思う市民の割合  
(子育て支援課)



## ■ 参考指標

【ヤングケアラー】家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

■ めざす姿

- 社会のあらゆるところで子どもの権利が守られ、子どもの意見が市政に反映され、子どもの社会参画が図られている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 子どもの意見表明・社会参画の機会の充実	子どもが権利の主体として認識され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会を持つことができるよう、家庭や学校、地域等において子どもが意見を表明しやすい環境整備に努めるとともに、子どもの社会参画を促進します。	子育て支援課 学校教育課
02 子どもの意見反映に向けた取組の推進	子どもの視点に立った子ども施策が推進できるよう、子どもの意見が積極的かつ適切に施策に反映される仕組みを構築します。	子育て支援課

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

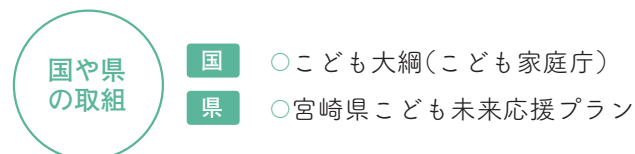
- 子ども施策に関して自分の意見が聴いてもらえていると思う中高生の割合(子育て支援課)



■ 参考指標

■ 各主体ができること

市民	● 子どもの意見を尊重する。
事業者・関係団体等	● 行政と連携し、子どもの意見を聴く機会を確保するとともに、子どもの社会参画を促進する。
行政(宮崎市)	● 子どもの意見を聴く仕組みを構築し、施策に反映する。



■めざす姿

- 全ての子どもの命と権利が守られている。

■主な取組

項目名	内容	所管課
01 児童虐待の未然防止	母子保健と児童福祉を統合した「こども家庭センター」の機能を発揮して、全ての妊産婦や子育て世帯、子どもに対して、一体的に相談支援を行います。	子ども家庭支援課
02 児童虐待の早期発見・早期対応	地域とのつながりをいかした子育て支援や見守り等により、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。	子ども家庭支援課
03 児童虐待の再発防止に向けた取組の推進	関係機関と連携を図り、必要なサービスにつなぐなどしながら切れ目のない支援を行うことで再発防止に向けた取組を推進します。	子ども家庭支援課
04 (仮称)みやざきこどもセンターを中核とした相談支援体制の強化	市民にとって最も身近な基礎自治体である本市が、児童相談所を含む総合支援拠点を設置することで、児童虐待の未然防止から緊急時の対応、さらに再発防止までを一元化し、迅速かつ一貫した支援に取り組みます。	子ども家庭支援課
05 ヤングケアラーやその家族を地域で支えるための体制づくりの推進	県や本市の教育・福祉部門等の多様な主体が共通認識と連携を図りながら、ヤングケアラーが孤立することのないよう社会全体で支える体制づくりに取り組みます。	子ども家庭支援課



- 宮崎市こども計画
- (仮称)みやざきこどもセンター基本構想・基本計画



- 国 ○こども大綱(こども家庭庁)
- 県 ○宮崎県こども未来応援プラン

■関連するSDGsの取組



■成果指標

- 地区担当ケースワーカー一人当たりの児童虐待相談対応件数(子ども家庭支援課)



■参考指標

- 家庭児童に関する相談処理件数(子ども家庭支援課)
- 要保護児童対策地域協議会の各種会議の開催回数(代表者会議・実務者会議・個別ケース会議)(子ども家庭支援課)
- 子ども家庭支援課における会議開催回数(緊急受理会議)(子ども家庭支援課)

■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの権利を理解し、子どものSOSについて知る。</li> <li>● 児童虐待が疑われる場合には、関係機関に情報提供を行う。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童虐待が疑われる場合には、関係機関に情報提供を行う。</li> <li>● 子どものSOSを見逃さない。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童相談所の設置を含めた、子どもの権利擁護や子どものSOSへの対策強化を推進する。</li> </ul>

### ■ めざす姿

- 子どもが安全・安心で自分らしく過ごせる居場所が確保されている。

### ■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 子どもが学び遊べる居場所の確保	利用者のニーズに応じて児童クラブを適切に運営することで、児童が安全・安心に過ごすことができる場の確保に努めます。	生涯学習課
	児童館・児童センターや中高生の居場所等、子どもが学び遊べる場所の確保に取り組みます。	子育て支援課
02 見守りの仕組みの充実	様々な困難を抱える子どもを含む、全ての子どもに対し、安心できる居場所を提供するとともに、相談体制や関係機関との連携の強化に取り組みます。	子育て支援課 社会福祉第一課
03 民間団体等と連携した居場所づくり	NPO等の民間団体や企業等と連携し、子ども食堂やプレーパーク等、子どもが自分らしく過ごせるための居場所づくりに取り組みます。	子育て支援課

### ■ 関連するSDGsの取組



### ■ 成果指標

- 児童クラブの待機児童数(生涯学習課)



- 「安心できる場所が一つ以上ある」と思う中高生の割合(子育て支援課)



### ■ 参考指標

- 子ども食堂の数(子育て支援課)
- 児童クラブの利用希望児童数(生涯学習課)

### ■ 各主体ができること

市民	●子どもの居場所づくりについての理解、協力を行う。
事業者・関係団体等	●行政と連携し、子どもの居場所づくりの取組に協力する。
行政(宮崎市)	●子どもの居場所づくりを推進し、幅広く情報発信する。

市の個別計画

- 宮崎市こども計画
- 第三次宮崎市教育ビジョン

国や県の取組

- 国 ○こども大綱(こども家庭庁)
- 県 ○宮崎県こども未来応援プラン

## ■ 概要

出会い・結婚・妊娠・出産・子育てにおける切れ目のない支援や子どもの健康と発達支援のほか、質の高い幼児教育・保育の推進、ひとり親家庭への支援、子育てしやすい環境づくりを推進し、総合的かつ包括的な子育て支援を図ります。

## ■ 現状と課題

### 出会い・結婚支援

本市では、婚姻件数が減少傾向にあります。婚姻件数は、近年の未婚化の進行を背景として、全国的な傾向と同様に、今後も減少していくことが見込まれます。国の調査では未婚化が進む主な理由として、結婚を希望しながらも相手に巡り会えないこと等が挙げられています。

今後も、結婚を望む人が一人でも多くその希望を叶えることができるよう、多様な出会いの場の創出を図る必要があります。

### 妊娠・出産・子育て支援

本市では、こども家庭センターを設置し、妊娠期や出産後の面談を通し、全ての妊産婦や子育て世帯・子どもに対し、一体的に支援を行っており、育児相談のほか、子育てを支援する地域の社会資源等の紹介を行っています。

今後も、妊娠・出産を希望する人が安心して子どもを産み育てられるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を図る必要があります。

### 子どもの健康と発達支援

本市では、子どもの病気や障がい等の早期発見を目的とした健康診査を実施するとともに、子どもの命にかかわる感染症の発生予防や蔓延防止のため、各種予防接種の充実に取り組んでいます。

今後も病気や障がい等で支援が必要な子どもの保護者や支援者に対して、正しい知識の啓発や保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携を図り、支援体制の充実に努める必要があります。

### 幼児教育・保育

就学前の幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われるという点で非常に重要です。近年、共働き世帯の増加や様々な就労形態・家庭の事情等により、保育に対するニーズは多様化しています。

今後も、多様化するニーズに対応するため、関係団体と連携しながら担い手の確保や育成を図るとともに、関係部局が共通認識を持ち、連携を図りながら、幼児教育・保育の質の更なる向上をめざす必要があります。

### ひとり親家庭への支援

本市の離婚件数は近年、減少傾向であるものの、他中核市と比較し離婚率が高い状況にあります。ひとり親家庭は、生活困窮に陥るリスクが高く、困難を抱えやすい状況にあります。

今後も、様々な困難を抱える家庭について、社会的な孤立を防ぎ、自立につながるための更なる支援が必要となります。

### 子育てしやすい環境づくり

本市は、共働き世帯が増加傾向である一方、男性の育児休業の取得率は低い状況です。

また、核家族化の一層の進行や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てや子どもを取り巻く環境が変化しています。

今後も、子育てに不安や負担を感じている子育て世代に対し、安心して子育てができるような地域における子育て支援体制の強化のほか、子育て世代が働きやすい環境づくりが求められます。

## ■ 成果指標

### ● 婚姻件数(子育て支援課)



### ● 出生数(子育て支援課)



### ● 宮崎市は子育てしやすいまちであると思う人の割合(子育て支援課)



## ■ 参考指標

### ■ めざす姿

- 結婚を希望する人が、多様な出会いの機会を得られ、希望を叶えることができている。
- 妊娠・出産を望む人が、その希望を叶え、安心して子育てができている。
- 子育て世帯の負担軽減と子どもにとってより良い医療の提供がなされることで、子どもの健康が維持されている。

### ■ 関連するSDGsの取組



### ■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 出会い・結婚支援	パートナーとの出会いや結婚を希望する人へ、その人に合った手段で出会いの機会を提供できるよう支援します。	子育て支援課
02 妊娠・出産を希望する人への支援	妊活に取り組む夫婦に対し、不安や悩みを相談できるサポート体制の構築を図ります。	親子保健課
	不妊に悩む夫婦(事実婚を含む)に対し、検査や治療に係る経済的支援に取り組みます。	親子保健課
03 性や妊娠・出産に関する正しい知識の普及啓発・相談支援	早い時期からの性に関する正しい知識の普及啓発のため、就学前からの包括的性教育に取り組めます。また、思いがけない妊娠や性に関する相談等に応じることで、相談者の心身の負担軽減を図ります。	親子保健課 保健給食課
04 妊娠期からの切れ目のない支援	妊娠届出提出時の面談や妊産婦健康診査、産婦健康診査等を通し、全ての妊婦や子育て世帯に寄り添った伴走型相談支援や家庭訪問等を実施し、必要な知識や情報の提供、育児不安の低減等に取り組めます。	子ども家庭支援課 親子保健課 健康支援課

### ■ 成果指標

- 妊婦等相談支援面談実施率(子ども家庭支援課)



### ■ 参考指標

- 市が支援する独身男女の交流会等の延べ参加者数(子育て支援課)
- 不妊治療費の助成件数(親子保健課)

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
05 子育てにおける経済的な負担の軽減	児童手当の支給により、子育て世帯の経済的負担軽減に取り組めます。	子育て支援課
	子ども医療費助成を継続することで子育て世帯の経済的負担を軽減し、早期に受診しやすい環境整備に取り組めます。	親子保健課



- 宮崎市こども計画
- 第7期宮崎市障がい福祉計画(第3期宮崎市障がい児福祉計画)



- 国** ○こども大綱(こども家庭庁)
- 県** ○宮崎県こども未来応援プラン
- 第7期宮崎県障がい福祉計画(第3期宮崎県障がい児福祉計画)

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種支援内容を知り、必要に応じて利用する。</li> <li>●出会いや結婚を希望する人が出会いの場に参加する。</li> <li>●子どもが医療機関を適正に受診する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と連携し、各種支援内容の情報発信を行う。</li> <li>●行政と連携し、各種支援の実施や相談等を行う。</li> <li>●行政と連携し、出会いの場等を提供する。</li> <li>●子どもにとってより良い医療を提供する。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種支援制度をより一層充実させる。</li> <li>●民間事業者等と連携し、出会いや結婚を希望する人を後押しする。</li> <li>●妊娠、出産、子育て等に関する情報発信を更に推進する。</li> <li>●国や県、医療機関等と連携し、子どもの健康が維持される環境を整備する。</li> </ul>

## ■めざす姿

- 子どもの病気や障がい等が早期に発見され、子どもの発達に応じた支援が提供されている。
- 乳幼児等への予防接種により、感染症の蔓延防止や重症化が予防され、子どもの健康が維持されている。

## ■関連するSDGsの取組



## ■主な取組

項目名	内容	所管課
01 子どもの健康管理の推進	乳幼児健康診査を推進し、乳幼児期の疾病や心身障がい等の早期発見、早期支援に取り組みます。	親子保健課
	保健・医療・福祉・教育が連携を図りながら子育て世帯に対する地域のフォローアップ体制づくりに取り組みます。	親子保健課
02 子どもの発育・発達に関する支援	総合発達支援センターの機能を活用し、子育てのスタート期から就学以降の見通しを意識した関係機関との連携による子どもの発達支援施策に取り組みます。	親子保健課
	障がい児やその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、相談支援体制の充実を図るとともに、専門的な発達支援を行う障がい児通所支援施策に取り組みます。	障がい福祉課
03 乳幼児等予防接種の推進	子どもの命にかかわる感染症の発生や蔓延の防止、感染症発生時の重症化予防のため、乳幼児等予防接種(定期・任意)の接種率向上に取り組みます。	健康支援課

## ■成果指標

- 1歳6か月児健診・3歳6か月児健診受診率・3歳6か月児健診事後フォロー実施率(親子保健課)

	現況値	目標値
1歳6か月	92.3%	98.0%
3歳6か月	93.6%	98.0%
事後フォロー	89.4%	100%

- 3～4か月児・7～8か月児・1歳児健康診査受診率(親子保健課)

	現況値	目標値
3～4か月	99.1%	99.1%
7～8か月	97.4%	98.0%
1歳児	92.7%	94.0%

## ■参考指標

- MRワクチンの接種率(健康支援課)
- 障がい児相談支援の利用率(障がい福祉課)

## ■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種支援内容を知り、必要に応じて利用する。</li> <li>●子どもが乳幼児健診を受診する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行政と連携し、各種支援内容の情報発信を行う。</li> <li>●行政と連携し、各種支援の実施や相談等を行う。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種支援制度をより一層充実させる。</li> <li>●乳幼児健診を推進する。</li> </ul>

**市の個別計画**

- 宮崎市こども計画
- 第7期宮崎市障がい福祉計画(第3期宮崎市障がい児福祉計画)

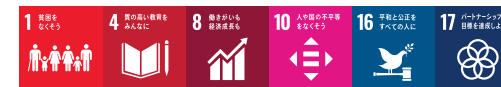
**国や県の取組**

- 国** ○こども大綱(こども家庭庁)
- 県** ○宮崎県こども未来応援プラン
- 第7期宮崎県障がい福祉計画(第3期宮崎県障がい児福祉計画)

■ めざす姿

- 幼児教育・保育を担う人材が確保され、その資質や専門性の向上を図ることで、保護者が安心して預けられる体制が整うとともに、多様化する保育ニーズに対応した質の高いサービスを提供することにより、子どもが楽しく保育所等に通うことができている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 幼児教育・保育を担う人材の確保・育成・定着に向けた支援	保育士等の処遇改善に向けて、多面的な支援を行うとともに、関係団体と連携した就職説明会を開催するなどして、保育士等の人材確保を図ります。	保育幼稚園課
02 幼児教育・保育の質の向上のための取組	関係団体と連携した研修会の実施等により幼児教育・保育に従事する者の資質や専門性の向上を図るとともに、施設への適切な監査・指導等を通じて、安全で質の高い教育・保育や子育て支援の提供に努めます。	保育幼稚園課
03 多様化する保育ニーズへの対応	多様な保育サービスの提供体制の充実を図るとともに、保護者の保育に係る経済的な負担の軽減、一時的な保育の利用や特別な支援が必要な子どもに対応した保育環境づくりに努めます。	保育幼稚園課
	子育て支援員の認定を受けた職員等を窓口配置し、保護者等の保育ニーズに応じた相談支援を行います。	保育幼稚園課
04 保育所等と小学校との連携	遊びを通して学ぶ幼児期から学習が中心の小学校の教育活動への円滑な移行のため、保育所等と小学校が交流会や合同研修会等を通じて、架け橋期の重要性や保幼小連携の意義に関する相互理解を深め、保幼小の連携と接続の強化を図ります。	保育幼稚園課 学校教育課

■ 成果指標

- 子どもが楽しく保育所等に通っていると思う保護者の割合(保育幼稚園課)



■ 参考指標

- 保育所等の待機児童数(保育幼稚園課)
- 市内指定保育士養成施設等の市内保育所等への就職率(保育幼稚園課)

■ 各主体ができること

市民	● 幼児教育・保育サービスの内容を知り、必要に応じて利用する。
事業者・関係団体等	● 行政と連携し、人材の確保・育成を図り、質の高い幼児教育・保育を提供する。 ● 行政と連携し、幼児教育・保育の情報発信を行う。
行政(宮崎市)	● 保育所等と連携し、質の高い幼児教育・保育を推進する。 ● 監査等を通じて、保育所等に適切な指導・助言等を行う。

市の個別計画

- 宮崎市こども計画
- 第三次宮崎市教育ビジョン

国や県の取組

- 国 ○こども大綱(こども家庭庁)
- 県 ○宮崎県こども未来応援プラン

### ■ めざす姿

- 本市で育つ全ての子どもの将来が、生まれ育った環境により左右されることのないよう、多面的な支援が図られている。
- 困難な状況にある家庭が社会的に孤立することなく、必要な支援を受けることができる。

### ■ 関連するSDGsの取組



### ■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 ひとり親家庭の生活支援・相談体制の充実	ひとり親家庭の経済的支援や子どもへの学習支援、母子・父子自立支援員等による相談支援等、ひとり親家庭の抱える課題に寄り添い、安定した生活の確保や子どもの健やかな成長を支援します。	子育て支援課
02 ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の安定就労による自立を支援するため、職業訓練講座等の受講料支援や、就労や転職に有利な講座、セミナーの実施等に取り組みます。	子育て支援課
03 養育費確保に向けた支援	ひとり親家庭の経済的困窮の一因となる養育費不払いの解消のため、公正証書作成支援や養育費保証契約支援等、養育費確保による生活の経済的安定を図ります。	子育て支援課

### ■ 成果指標

- 高等職業訓練促進給付金受給者の資格取得後における就業率(子育て支援課)

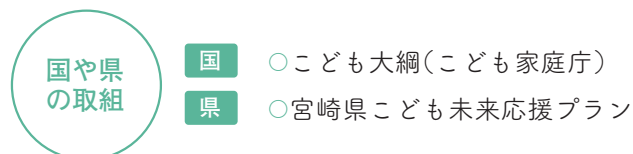


### ■ 参考指標

- 学習支援参加者延べ人数(子育て支援課)
- 養育費に関する公正証書作成支援補助金交付件数(子育て支援課)

### ■ 各主体ができること

市民	●各種支援内容を知り、必要に応じて利用する。
事業者・関係団体等	●行政と連携し、ひとり親家庭への支援を実施する。 ●行政と連携し、支援内容の情報発信を行う。
行政(宮崎市)	●ひとり親家庭への支援内容を充実させ、幅広く情報発信を行う。



## ■ めざす姿

- 地域全体で子育てを応援・協力する環境づくりが進み、子育て世帯が積極的に支援の場や制度を利用できている。

## ■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 地域における子育て支援の体制づくり	地域における子育て支援の拠点である地域子育て支援センターと関係機関との連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課
02 ファミリー・サポート・センターによる育児負担の軽減	地域の会員同士で子育てを支援するファミリー・サポート・センター事業の推進等により、保護者の育児負担の軽減を図ります。	子育て支援課
03 子育てしやすい職場環境づくり	ジェンダー(社会的・文化的に作られた男らしさ女らしさ)にとらわれずその人らしく能力を発揮できる働き方の推進を図るため、ワークライフバランスや職場環境づくり等に取り組む事業者向けの勉強会や表彰等に、事業者と一緒に取り組みます。(再掲)	文化・市民活動課

## ■ 関連するSDGsの取組



## ■ 成果指標

- 子育ての相談機能の充実と子育てしやすい環境に満足している人の割合(子育て支援課)



## ■ 参考指標

- 地域子育て支援センターの延べ利用者数(子育て支援課)
- ファミリー・サポート・センターの活動件数(子育て支援課)

## ■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子育てしやすい地域づくりに協力する。</li> <li>● 育児休業等の制度を活用し、積極的に子育てに参加する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠・出産・子育て期に配慮した就業環境を整備する。</li> <li>● 子の看護休暇や育児休業等を取得しやすい雰囲気づくりを行う。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事業者や関係団体と連携し、子育てしやすい環境づくりを多方面から推進する。</li> <li>● 地域全体で子育てをサポートする取組を推進する。</li> </ul>



## ■ 概要

主体的に考え行動する力を育む教育の推進、多様な学習機会の確保、教育環境の充実、地域と学校との協働の推進を図り、本市の次世代を担う子どもに、質の高い教育を提供します。

## ■ 現状と課題

### 学校教育を取り巻く環境の変化

国(文部科学省・学習指導要領)では、子どもが主体的に考え行動し、生涯にわたって学び続けるとともに、多様な人々や社会と関わり合うことを推進しており、本市でも児童生徒一人一人を大切にしたい学びを推進しています。

また、グローバル化やデジタル化の更なる進展や人口減少により、学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、将来の予測が困難な時代に、自らの力で未来を切り拓くことができる人材が求められます。

今後は、確かな学力の育成に加え、外国語によるコミュニケーション能力やICTを活用した情報活用能力の育成など、児童生徒が主体的に考え行動する力を育む教育を推進する必要があります。

### 学習機会の確保

本市は、不登校の児童生徒や特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語の指導が必要な児童生徒が増加傾向にあります。

今後は、一人一人のニーズに合わせた多様な学習機会を確保し、誰一人取り残さず全ての子どもの可能性を引き出す教育の推進を図ります。

### 教育環境の充実

本市は、学校トイレの洋式化の推進、空調設備の整備、教育DXの推進、教職員の資質向上、教職員の働き方改革など、学習環境の整備・充実に取り組んできました。

今後は、少子化の進行に伴い、これからの学校のあり方について検討を進めながら、更なる教育環境の充実を図る必要があります。

### 地域と学校との協働

本市では、子どもが郷土への愛着や誇りをもつとともに、将来の夢や進路について考えることができるよう、学校と地域や事業者等が連携した取組を推進してきました。

今後も、多様な主体と学校が連携・協働しながら、社会に開かれた教育を推進する必要があります。

## ■ 成果指標

- 将来の夢や目標をもっている児童生徒の割合(学校教育課)

現況値		目標値	
(小学生)	85.1%	(小学生)	100%
(中学生)	67.4%	(中学生)	87.4%

## ■ 参考指標

■ めざす姿

- 主体的に考え行動する子どもが育っている。

■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 一人一人の可能性を最大限に伸ばす教育活動の推進	自由進度学習や個別の探究等、児童生徒が選択・決定する機会の設定を行い、「教員の教えやすさ」から「子どもの学びやすさ」への授業観の転換を図ることで、一人一人の可能性を最大限に伸ばす授業の推進を図ります。	学校教育課
02 探究的な学びの充実	児童生徒の興味・関心・キャリア形成の方向性に応じた探究的な学び(「課題の設定」「情報の収集」「整理・分析」「まとめ・表現」)の学習機会を設定することで、将来の予測が困難な時代において自ら課題を解決していく力の育成を図ります。	教育情報研修センター
03 外国語・国際理解教育の推進	小・中学校に外国語指導助手(ALT)や外国語活動アシスタント(FLAA)を派遣することで、教育活動における児童生徒の英語による実践的なコミュニケーション能力の向上に努め、豊かな国際感覚をもった児童生徒の育成に取り組みます。	教育情報研修センター
	外国語や海外への興味・関心が高い児童生徒に対して留学に関する情報等を提供することで、自分や地域の課題をグローバルな視点で考えるきっかけづくりを行い、英語力や国際感覚を身に付けることを支援します。	企画総務課

■ 関連するSDGsの取組



■ 成果指標

- 主体的に学習に取り組む児童生徒の割合 (学校教育課)

	現況値	目標値
小学校	82.0%	87.0%
中学校	74.1%	84.0%

■ 参考指標

- 平均正答率が全国水準以上の教科区分の割合 (学校教育課)

【探究的な学び】変化の激しい社会に対応して、探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的に学習することを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成するための学習。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
04 豊かな人間性と健やかな心身の育成	スクールワイドPBSの視点をいかした行動支援や人権教育の研修体制の充実、道徳教育や道徳性を養う取組を充実することで、多様性を認め合い一人一人を大切にすることを推進します。	企画総務課 学校教育課
05 教職員の資質向上	学校現場が直面する課題や児童生徒・保護者・教職員のニーズを的確に捉えた研修を実施することで、児童生徒の多様性に対応できる教職員の実践的指導力の向上を図ります。	教育情報研修センター
06 保幼小接続、9年間を見通した小中の連携・接続	子どもたちが、発達の段階に応じて、連続的に学ぶことができるよう、保幼小の更なる連携を推進します。 また、小中学校の9年間を見通して、系統性、連続性のある教育活動を推進します。	学校教育課

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの学習習慣づくりに取り組む。</li> <li>● 各種教育活動への理解・協力をを行う。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種教育活動への理解・協力をを行う。</li> <li>● 行政と連携し、体験学習の場を提供する。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学びに向かう力の向上を図る。</li> <li>● グローバル人材、デジタル人材等、これからの時代に求められる人材を育成する。</li> </ul>



○第三次宮崎市教育ビジョン



○教育振興基本計画(文部科学省)

○宮崎県教育振興基本計画

○宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱

【スクールワイドPBS(Positive-Behavior-Support)】児童生徒が示す問題行動に対し、それを罰するのではなく、「身に付けさせたい行動を育てる」という発想のもと、学校の実情や課題等を踏まえて場面ごとに行動目標を設定し、学校全体で全ての児童生徒を対象に取り組むことで、児童生徒が望ましいポジティブな行動を学習し、相対的に望ましくない行動が少なくなるという組織的アプローチのこと。

■めざす姿

- 子ども一人一人を尊重した教育が図られている。

■主な取組

項目名	内容	所管課
01 特別支援教育の推進	障がいや特性のある児童生徒一人一人のニーズに応じた教育を推進するために、教員の専門性の向上をめざして専門機関と連携した研修を実施するほか学校の実態に応じて支援員を配置するなど、学校の支援体制の充実を図ります。	学校教育課
02 いじめの未然防止、早期発見・早期対応	魅力ある学校づくりに取り組むとともに、心の教育の充実をめざします。また、「SOSの見逃し0(ゼロ)をめざすいじめ防止等の取組の充実のために ~10の提言のポイント~」に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応の充実を図ります。	学校教育課
03 不登校や特別な支援を必要とする子どもや保護者への相談・支援体制の充実	学びの多様化学校の設置等、不登校をはじめ特別な支援を必要とする子どもの個性や多様性に対応した支援と教育を受けられる体制の充実を図ります。	企画総務課
	宮崎市教育相談センターを中心に、不登校や特別支援教育などに関する子どもや保護者の相談体制の充実を図ります。	学校教育課



○第三次宮崎市教育ビジョン



■関連するSDGsの取組



■成果指標

- 学校内外の機関等につながっている不登校児童生徒の割合(学校教育課)

	現況値	目標値
小学校	41.1%	70.0%
中学校	43.2%	70.0%

■参考指標

- 不登校児童生徒の割合(学校教育課)

■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種教育活動への理解・協力をを行う。</li> <li>●不登校児童生徒への理解を行う。</li> <li>●支援が必要な場合の相談先を知り、必要に応じて利用する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種教育活動への理解・協力をを行う。</li> <li>●行政と連携し、特別支援教育・不登校等に関する相談対応を行う。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者や関係団体と連携し、特別支援教育・不登校に関する相談対応等を行う。等</li> </ul>

### ■ めざす姿

- ソフト・ハード両面において、最適な教育環境が整備されている。

### ■ 関連するSDGsの取組



### ■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 教職員の働き方改革の推進	宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプランを踏まえ、学校の役割を整理し、業務を精選することで教職員の負担軽減を図ります。そのために、教職員の業務を支援するための必要な人材の配置や学校事務の効率化を進め、事務職員の校務運営の参画を推進します。	企画総務課
02 学校施設の充実	児童生徒の学びの質の向上や教職員の働き方改革を推進するため、クラウド環境を構築し、通信環境とセキュリティの更なる強化に取り組むなど、学校のICT環境を改善します。	教育情報研修センター
	児童生徒にとって安全・安心な教育環境を維持するため、老朽化が進んでいる学校施設の改修を計画的に行い、施設の長寿命化を図るとともに、改築等の検討を行います。	学校施設課
	児童生徒や学校施設利用者にとって良好な環境づくりのため、衛生環境の改善と自然環境の変化等に配慮した施設整備に取り組みます。	学校施設課

### ■ 成果指標

- 働きやすいと感じている教職員の割合(企画総務課)



### ■ 参考指標

- 小中学校のトイレの洋式化率(学校施設課)

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
03 学校給食の提供	学校給食を安定して提供するため、調理場の効率的かつ適正な管理運営と衛生管理を徹底し、安全で確実な給食実施に取り組めます。	保健給食課
	給食施設の老朽化に起因する給食停止リスクの高まりが喫緊の課題となっている中、児童生徒数の減少や、食物アレルギーを有する児童生徒への個別対応が増加するなど、学校給食を取り巻く環境の変化に柔軟に対応するため、施設の更新も含めた持続可能な給食提供体制の構築に取り組めます。	保健給食課
04 学校のあり方	学校が子どもたちにとって魅力あるものとなるために、どのような学校のあり方が望ましいかを考えたうえで、安全に、安心して、楽しく学べる教育環境の整備に取り組めます。	企画総務課

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒が快適に学ぶことができる環境づくりについて理解・協力をを行う。</li> <li>● 教職員の働き方についての理解・協力をを行う。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒が快適に学ぶことができる環境づくりについて理解・協力をを行う。</li> <li>● 教職員の働き方についての理解・協力をを行う。</li> </ul>
行政 (宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学習環境の整備充実、学校施設の利活用を推進する。</li> <li>● 教職員の働き方改革、資質の向上を推進する。</li> </ul>

市の個別計画

- 第三次宮崎市教育ビジョン
- 宮崎市立小中学校における働き方改革アクションプラン
- 宮崎市学校施設長寿命化計画

国や県の取組



■めざす姿

- 地域の多様な主体と学校との協働により、子どもが健やかに成長するとともに、シビックプライドが醸成されている。

■主な取組

項目名	内容	所管課
01 コミュニティ・スクールの推進と地域学校協働活動の充実	学校運営協議会を通して学校の課題や目標を地域と共有するとともに、「地域と学校をつなぐ相談窓口」の周知を図ることで、地域・家庭・学校が連携・協働し、ネットワークの強化と課題解決に取り組み、地域全体で子どもの学びや成長を支えます。	学校教育課 生涯学習課
02 地域全体で支える部活動の推進	複数校でまとめて一つの部活動とする合同部活動の導入や、地域の指導者が主体となり部活動を代替する地域クラブ活動を実施していくなど、部活動を地域全体で支える取組を推進します。	学校教育課
03 青少年の健全育成	子どもたちが主体的に取り組める自然体験活動等の様々な教育活動や異年齢間のふれあいを通して、思いやりやリーダーシップを身につけさせるなど、子どもたちの健全育成に取り組めます。また、保護者の家庭教育力を高めるため、学習機会の提供や、学びを支援するための活動を促進します。	生涯学習課

■関連するSDGsの取組



■成果指標

- 教育活動に地域の資源を効果的に活用している学校の割合(学校教育課)



■参考指標

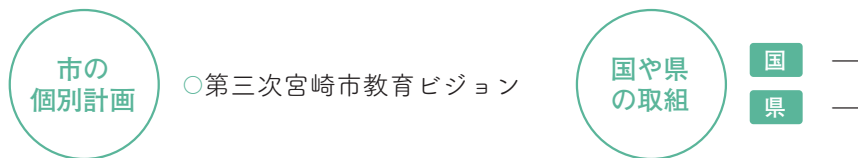
■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校と連携・協力しながら、児童生徒の成長を支援する。</li> <li>●地域の歴史や文化について知る。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域や学校と連携・協力しながら、児童生徒の成長を支援する。</li> <li>●行政と連携し、シビックプライドの醸成に向けた取組への参画・情報発信を推進する。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域と学校との連携を推進することで、子どもの地域行事への参加を促進する。</li> <li>●地域の多様な主体と学校との協働により、シビックプライドの醸成を図る。</li> </ul>

【シビックプライド】都市に対する市民の誇りを指す言葉。自分の住むまちに誇りや愛着を抱き、よりよいまちにするためにまちづくりなどに積極的に関わろうとする意識のこと。【コミュニティ・スクール】学校運営協議会制度を導入している学校のことで、学校と地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。【学校運営協議会】保護者や地域住民が、育てたい子ども像や学校像などの目標を学校と共有し、当事者として学校運営に参画する仕組み。

## ■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
03 青少年の健全育成	青少年の健全育成を図るため、青少年指導委員による街頭指導や相談活動等を行い、児童生徒の問題行動や非行を未然に防ぐとともに、地域や関係機関、関係団体と連携し、地域に根差した青少年健全育成活動の充実を図ります。	生涯学習課



【青少年指導委員】青少年の健全育成を図るため、宮崎市教育委員会から委嘱を受け、青少年の問題行動の早期発見や非行の未然防止などの街頭指導や相談活動を行う人。



## 政策 6 持続可能なまちづくり

■ 基本的な考え方

持続可能なまちづくりには、市民が本市で「ずっと暮らし続けたい」と思えるよう、豊かな自然環境や快適な生活環境を維持しながら、安全で安心して暮らせるまちを実現することが重要です。

これまで、本市では、2021年(令和3年)8月30日の市議会9月定例会において、2050年(令和32年)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみやざき」をめざすことを宣言し、省エネルギーや再生可能エネルギーに資する取組や啓発活動等を実施するとともに、循環型社会の推進や生物多様性保全、公害防止対策に関する取組や啓発活動等を通じ、環境の保全に取り組んできました。

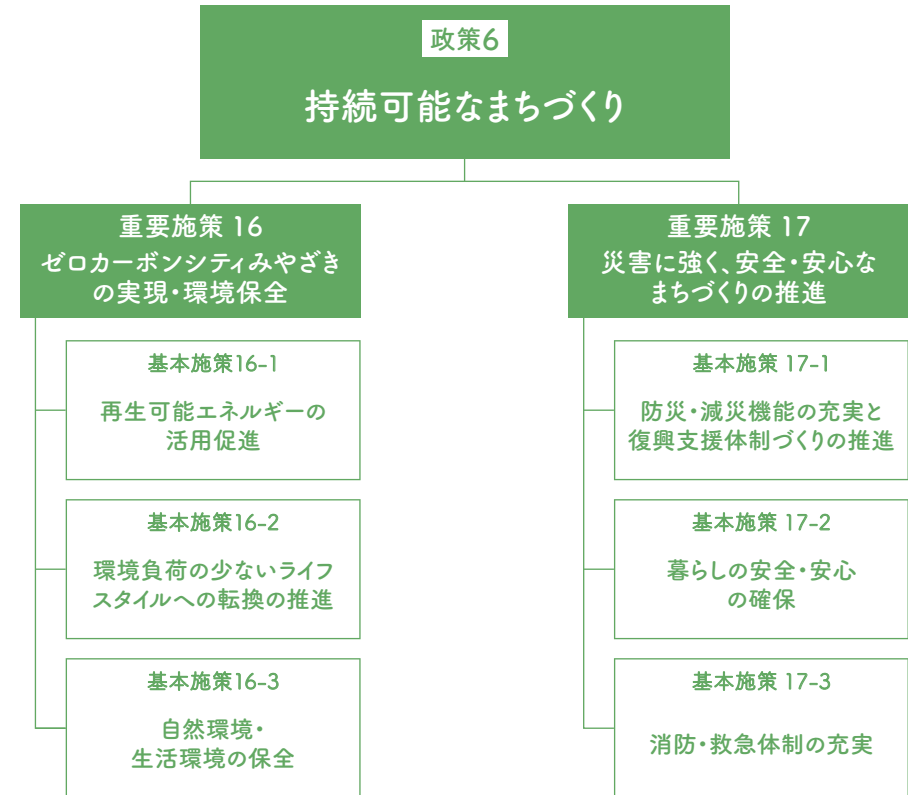
また、市民の生命や財産を予期せぬ災害などから守り、安全・安心な生活を送ることができるよう、ハードとソフトの両面から防災・減災対策を講じるとともに、消防・救急体制の充実に取り組んできました。

こうした中、近年の気候変動に対する世界、国の動きを背景として、本市においても持続的な自然との共生をめざし、地球温暖化対策のための更なる対応が求められるとともに、激甚化・頻発化している風水害や、南海トラフ巨大地震など今後起こり得る自然災害から、市民の生命や暮らしを守り、将来にわたって持続可能なまちづくりを進める必要があります。

このようなことから、本市では、再生可能エネルギーの活用促進、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進、自然環境・生活環境の保全に取り組み、「ゼロカーボンシティみやざき」の実現や環境保全を図ります。

また、防災・減災機能の充実と復興支援体制づくりの推進、暮らしの安全・安心の確保、消防・救急体制の充実により、災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進します。

■ 施策の体系



## ■ 概要

再生可能エネルギーの活用促進、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換の推進、自然環境・生活環境の保全を図り、将来にわたって人と自然が共生するまちをつくりまします。

## ■ 現状と課題

### 「ゼロカーボンシティみやざき」の実現・環境保全

2016年(平成28年)に発効したパリ協定に基づいて世界各国が地球温暖化対策に取り組むこととなり、日本においても2020年(令和2年)10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。こうした中、本市においても2021年(令和3年)に、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロをめざす「ゼロカーボンシティみやざき」を宣言しています。

近年、本市域における温室効果ガス排出量は順調に削減されていますが、2050年ゼロカーボンシティの実現のためには、再エネ・省エネに資する設備の更なる導入促進に加え、市民や事業者の行動変容を促す取組や次世代への環境教育など、幅広い取組が必要になると考えられます。

また、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の暮らしを見直し、ごみ減量・リサイクルによる循環型社会を実現し、環境負荷をできる限り低減させる必要があります。

さらに、本市の豊かな自然環境を持続可能な形で次世代につなぐため、生物多様性の保全や公害防止対策など環境保全の取組についても、引き続き進めていく必要があります。

### 再生可能エネルギーの活用促進

現在、本市における再生可能エネルギーの多くは太陽光発電であり、脱炭素に加えてエネルギーの地産地消や停電時における電源確保などの利点がある一方で、天候に左右され、出力制御の原因となる等の課題もあります。

再生可能エネルギー分野においては、フィルム状のペロブスカイト太陽電池や水素エネルギーをはじめ、様々な技術開発・技術革新が行われています。再生可能エネルギーの活用促進を図る上では、こうした最新技術の動向を見据え、有効活用のための工夫をしながら、導入を促進していく必要があります。

加えて、商用電力における「再エネ100%電力メニュー」の導入促進を図るなどの取組も重要です。

#### 【参考】宮崎市上下水道局における再生可能エネルギーの活用促進

水源地や浄水場、終末処理場など上下水道施設は、24時間休むことなく運転するため市の施設全体で使用する電力量の約5割を占めている状況となっています。現在、終末処理場では、処理過程で発生する消化ガスと下水汚泥を発電や乾燥肥料の製造に有効利用するなど、エネルギー対策に取り組んでいます。

今後は、老朽化施設が多いことから、施設更新に際しては、高効率の設備を導入していくほか、場内未利用地を活用した太陽光発電設備の導入や更なる消化ガスの活用など脱炭素化を推進していく必要があります。

### 環境負荷の少ないライフスタイルへの転換

環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を図る上で、省エネの推進が考えられます。これまで、高効率の照明・空調等の設備導入に加え、クールビズや空調の温度設定による節電などの取組も浸透してきており、今後更に建物等の断熱性能の向上をはじめ、快適性と省エネの両立を図りながら取組を進めていく必要があります。

また、5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)の推進や食品ロス削減などに取り組むことで循環型社会を実現し、環境負荷をできる限り低減させる必要があります。

さらに、自家用車から自転車や公共交通機関への移動手段の転換をはじめとして、市民や事業者の行動変容を促すことも重要です。

### 自然環境・生活環境の保全

人々の暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、多様な生き物が関わり合う生態系がもたらす恵みによって支えられています。健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持、回復させるため、生物多様性が保全されている区域を増やすとともに、市民の生物多様性への意識が醸成されるよう啓発活動等に取り組む必要があります。

さらに、生活の基盤となる水、大気、土壌環境の汚染、汚濁を防止し、廃棄物の適正処理を推進することにより、市民の健康と生活環境を守る必要があります。

## ■ 成果指標

- 2013年度総排出量(3,104千t-CO<sub>2</sub>)を基準とする温室効果ガス排出削減率(環境政策課)



## ■ 参考指標

—

【ペロブスカイト太陽電池】現在、最も普及している太陽電池は「シリコン系太陽電池」と呼ばれるもので、発電層がシリコンでできている。「ペロブスカイト太陽電池」は、ペロブスカイト結晶構造を持つ化合物を発電層として用いており、薄い、軽い、柔軟性を持つなどの特長がある。軽くて曲げることができるため、これまで設置が難しかったビルの壁面や、耐荷重が小さい工場の屋根などへの導入が可能になるものとして期待が高まっている。

■ めざす姿

- 再生可能エネルギーの活用が促進され、脱炭素社会が実現している。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 再生可能エネルギーの活用促進	太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー設備導入に際しては、先進技術の開発動向や、使用済パネルの適正処理やリサイクルルートの確立を含む国の政策状況を踏まえ、市民や事業者と連携し、効率的な導入促進を図ります。	環境政策課
	市民や事業者等が契約する商用電源における「再エネ100%メニュー」の導入拡大を図ります。	環境政策課
	関係課と連携しながら公共施設における再生可能エネルギーの導入促進を図ることで、市として「ゼロカーボンシティみやざき」の実現に寄与します。	環境政策課
	上下水道施設では、太陽光発電や下水汚泥の処理過程で発生する消化ガスを活用したバイオマス発電により再生可能エネルギーの活用促進に取り組みます。	上下水道局
	終末処理場(大淀処理場)では「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に基づき老朽化した既存の汚泥焼却設備を乾燥設備(肥料化・燃料化)に更新することや地域バイオマス(し尿・浄化槽汚泥)の受入れなどにより、更なる下水汚泥の有効活用を図り、下水道のバイオマスリサイクル率100%をめざします。	上下水道局

■ 成果指標

- 再生可能エネルギーの導入設備容量(環境政策課)



■ 参考指標

- 太陽光発電設備導入容量(10kW未満)(環境政策課)

【下水道バイオマスリサイクル率】下水汚泥中の有機物重量のうち、エネルギー・緑農地利用されたものの割合。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
02 次世代エネルギーの活用に向けた取組の推進	水素をはじめとした次世代エネルギーの実用化の推進や効果的な活用を図るため、民間企業や大学等の研究機関との連携や支援等について、取組を進めます。	環境政策課



- 第四次宮崎市環境基本計画
- みやざき水ビジョン



- 国** ○第六次環境基本計画(環境省)
- 県** ○第四次宮崎県環境基本計画

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境問題への理解を深める。</li> <li>●環境に関する体験学習等に参加する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再生可能エネルギーの活用を推進する。</li> <li>●新技術の研究開発等に取り組む。</li> <li>●行政と連携し、環境に関する体験学習等の機会を提供する。</li> <li>●行政と連携し、再生可能エネルギーの普及啓発を行う。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業者や関係団体と連携し、再生可能エネルギーの活用を促進する。</li> </ul>

【参考】再生可能エネルギーの有効活用方法

再生可能エネルギーを有効に活用するため、家庭や事業所に蓄電池を設置する方法がありますが、そのほかにも様々な方法が考えられます。

○電気自動車(EV)の利用

ソーラーカーポートなどで発電した電力を充放電設備(V2H)によりEVに充電します。また、EVに貯めた電気を家庭や事業所に放電することにより、EVを車としてだけでなく、蓄電池としても利用することができます。

○蓄電所

電力系統に直接接続し、余剰電力の発生が見込まれる際は充電し、電力が不足する際は放電することにより、電力需給バランスの改善に寄与します。

○水素をはじめとする次世代エネルギーへの変換

再生可能エネルギー余剰電力の活用方法として、水電解装置で水素に変換しタンクに貯蔵のうえ、燃料電池により電力に変換する方法や、アンモニアを生成し火力発電において混焼することで、排出CO2を削減する方法等の研究や実証が進められています。

■めざす姿

- 市民や事業者、行政が主体的に省エネルギー対策に取り組むことで、エネルギー利用の効率化が進んでいる。
- 環境負荷の少ない生活様式や事業活動が定着している。

■関連するSDGsの取組



■主な取組

項目名	内容	所管課
01 省エネルギーの推進	省エネ性能の高い家電製品やEVをはじめ環境性能の高い自動車等の普及促進に努めるとともに、関係課と連携して公共施設の省エネ化や公用車のEV化等に取り組み、市として「ゼロカーボンシティみやざき」の実現に寄与します。	環境政策課
	市ホームページ等を通じて、長期優良住宅法や建築物省エネ法等に基づく各種認定制度の周知・広報に努め、省エネルギー性能を備えた建築物の普及促進に取り組みます。	建築行政課
02 行動変容の促進	イベントや広報等を通じた啓発活動を実施するとともに、公民連携を通じて意欲的に脱炭素の取組を進めるための仕組みを構築し、市民や事業者の行動変容を促します。	環境政策課
	民間団体、企業等と連携した環境教室の開催や、学校や市民が行う学習会に講師を派遣し、市民の意識向上を図ります。	環境政策課
	環境負荷の少ない自転車利用を推進するため、「安全」で「快適」に「楽しく」自転車を利用できる環境整備に取り組みます。	都市計画課
03 循環型社会の推進	5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)の推進や食品ロス削減など、ごみの減量化・資源化に取り組みます。また、循環型社会の実現に向けて、市民や事業所に対する出前講座や子どもへの5R学習等に取り組みます。	環境政策課

■成果指標

- 市民1人1日当たりのごみ排出量(環境政策課)



■参考指標

■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●環境問題への理解を深め、省エネルギーの推進など市民一人一人ができる身近な取組を実践する。</li> <li>●環境に関する体験学習等に参加する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●省エネルギーの推進など、環境負荷の少ない取組を実践する。</li> <li>●新技術の研究開発に取り組む。</li> <li>●行政と連携し、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換に向けた取組を推進する。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ゼロカーボンシティの実現に向けた各種取組を推進することで、クリーンで持続可能な都市としての魅力を発信する。</li> </ul>



- 第四次宮崎市環境基本計画
- 宮崎市自転車活用推進計画



- 国**
  - 第六次環境基本計画(環境省)
  - 自転車活用推進計画(国土交通省)
- 県**
  - 第四次宮崎県環境基本計画
  - 宮崎県自転車活用推進計画

■ めざす姿

- 自然環境の保全が図られている。
- 生活環境が保全され、衛生的な市民生活が確保されている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 生物多様性の保全	健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持、回復させるため、生物多様性の保全に取り組みます。	環境政策課
02 公害防止の取組の推進	自動車交通騒音等の実態調査をはじめ、光化学オキシダントや微小粒子状物質等の常時監視を行うとともに、工場や事業場に公害・水質汚濁防止などに対する助言や指導を行うことで、生活環境の保全に努めます。	環境指導課
03 森林の公益的機能の確保	水源涵養や土砂流出防止などといった森林の公益的機能の確保を図るため、伐採後の再生林に係る費用の助成や森林経営管理制度に基づく経営管理権集積計画の策定に取り組みます。	森林水産課
04 廃棄物対策の推進	生活系一般廃棄物を適正に処理するため、効率的な収集・運搬体制の確立を図ります。	環境業務課
	市民に対して家庭ごみの分別方法等の広報・周知を行い、ごみの減量化・資源化に取り組みます。	環境業務課
	事業所等に対して廃棄物の適正処理を指導・啓発し、ごみの減量化・資源化に取り組みます。また、農業者に対して、農業用廃プラスチックの適正処理について啓発活動に取り組み、リサイクルを推進します。	環境業務課 環境指導課 農業振興課

■ 成果指標

- 海・山・川などの豊かな自然環境に対する市民満足度（環境政策課）



■ 参考指標

- 不法投棄認知件数（環境業務課・環境指導課）
- 野生動植物の重要生息地・自然共生サイト登録地（環境政策課）
- 公共用水域環境基準（BOD）達成率（環境指導課）
- 浄化槽法第11条検査受検率（環境施設課）
- 経営管理権集積計画策定面積（森林水産課）
- 植林率（森林水産課）

【光化学オキシダント】自動車の排気ガスや工場のばい煙等に含まれる窒素酸化物や炭化水素が、紫外線による光化学反応で発生するオゾン等の酸化力の強い物質。【微小粒子状物質】大気中に浮遊する小さな粒子で、大きさが2.5μm以下（1μm = 1mmの千分の1）の非常に小さなもの。【BOD】Biochemical Oxygen Demand の略で、生物化学的酸素要求量のこと。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費する酸素量で、河川の汚濁を測定する代表的な指標。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
04 廃棄物対策の推進	2021年(令和3年)4月に公益財団法人宮崎県環境整備公社から運営を引き継いだ「エコクリーンプラザみやざき」において、宮崎市や国富町、綾町、西都児湯環境整備事務組合の一般廃棄物を処理するため、適正な施設の運転管理を行います。また、現在の供用期間が2035年度(令和17年度)で満了となるため、その後の処理方法について検討を行い、一般廃棄物の適正処理を図ります。	環境施設課
	市民や関係機関と連携して、不法投棄対策に取り組むとともに、産業廃棄物許可施設等への立入検査等を行い、産業廃棄物の適正処理を図ります。	環境指導課
	美化推進区域や路上喫煙制限区域におけるごみのばい捨てを防止し、清潔で美しいまちづくりを推進するとともに、市民の快適で安全な生活環境の確保に努めます。	環境指導課
05 生活環境の保全・公衆衛生の向上	浄化槽処理促進区域におけるし尿や生活雑排水を処理するため、合併処理浄化槽の普及促進や適正管理を推進します。	環境施設課
06 市営墓地・葬祭センターの維持・整備	葬祭センターの必要な改修、適切な管理運営を行うとともに、市民が利用しやすい墓地環境を維持します。	環境政策課
07 食品衛生・生活衛生の確保	安全で衛生的な食品と生活環境を確保するため、法令に基づく施設の許認可や監視指導に取り組めます。	保健衛生課
08 動物愛護の推進	みやざき動物愛護センターを拠点として、「人と動物が真に共生する地域社会」の実現をめざし、動物の適正な飼育の促進や保護した犬・猫の譲渡、地域猫活動に取り組めます。	保健衛生課

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境への理解を深め、日常生活における自然環境に配慮した取組を実践する。</li> <li>● 環境に関する体験学習等に参加する。</li> <li>● ごみ分別ルールを守る。</li> <li>● 5R(リフューズ、リデュース、リユース、リペア、リサイクル)の取組を実践し、ごみの減量化を図る。</li> <li>● 墓地の適正な管理を行う。</li> <li>● 生活衛生や食品衛生の理解を深める。</li> <li>● 動物愛護の実践、適正な飼育を行う。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境に配慮した事業活動を展開する。</li> <li>● 自然環境の保護への理解・協力をを行う。</li> <li>● 行政と連携し、環境学習等を推進する。</li> <li>● ごみの適正排出を行う。</li> <li>● ごみの減量化に取り組む。</li> <li>● 5Rの取組を実践する。</li> <li>● 行政と連携し、5Rの普及啓発を行う。</li> <li>● 自主的な衛生管理体制の確立を図る。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自然環境の保全を推進することで、本市の豊かな自然を将来にわたって維持する。</li> <li>● 5Rを推進する。</li> <li>● 廃棄物の適正な処理を推進する。</li> <li>● 関係団体と連携し、生活衛生や食品衛生の確保に向けた取組を推進する。</li> <li>● 墓地等の適正な管理を行う。</li> <li>● 関係団体と連携し、動物愛護の実践、適正な飼育に向けた取組を推進する。</li> </ul>

【浄化槽処理促進区域】宮崎市では公共下水道事業計画区域や農業集落排水施設の処理区域を除く全域を指定。

市の  
個別計画

- 第四次宮崎市環境基本計画
- 宮崎市墓地基本計画
- 宮崎市分別収集計画
- 第四次宮崎市一般廃棄物処理基本計画(一部改訂)
- 宮崎市森林整備計画
- 宮崎市鳥獣被害防止計画
- 宮崎市田園環境整備マスタープラン

国や県  
の取組

国

- 第六次環境基本計画(環境省)

県

- 第四次宮崎県環境基本計画

## ■ 概要

防災・減災機能の充実と災害後の復興支援体制づくりの推進、暮らしの安全・安心の確保、消防・救急体制の充実を図り、市民が安心して暮らせるまちをつくりまします。

## ■ 現状と課題

### 自然災害

本市では、災害用物資の備蓄や、地域防災力向上につなげるための自主防災組織などが行う訓練への支援など、災害に強いまちづくりを推進しています。

実際に災害が発生した場合には、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市職員だけでは被災者一人一人のニーズに十分に対応できません。平時より、災害時に各地からかけつける災害ボランティアが十分に機能するよう、関係機関や専門団体と顔の見える関係性を築き、「受援力」を高めておく必要があります。

激甚化する風水害や今後発生し得る南海トラフ巨大地震への対応など、自然災害から市民の生命と財産を守るため、関係機関等と連携し流域治水対策の推進や防災・減災対策を強化する必要があります。

### 防犯

2023年(令和5年)の刑法犯認知件数は2,119件と、2013年(平成25年)の3,425件と比較すると10年間で約38%減少しています。

今後も市民が安心して暮らすことができるよう、地域や警察との連携強化を図り、地域の防犯力を高める必要があります。

### 交通安全

近年、高齢者が関与する交通事故の割合が増加しています。また、自転車利用者のヘルメット着用の努力義務化、自転車運転中の携帯電話使用の禁止や酒気帯び運転の禁止など道路交通法が一部改正され、自転車の安全利用にかかる法整備も行われています。

本市においても、歩行者や自転車利用者等の安全確保と更なる交通安全意識の醸成を図る必要があります。

### 消費生活

近年、スマートフォンの普及により、インターネット取引に関する消費生活相談が全国的に増加するとともに、若年者の消費者被害の増加が懸念されています。

消費者トラブルが多様化する中においても、市民が消費者として自ら適切な判断を行い、安心して消費生活を送ることができるよう、消費者意識の向上を図るとともに、消費者トラブルに適切に対応できる環境づくりを進める必要があります。

### 消防・救急体制

本市では、火災などの各種災害から住民の生命や身体、財産を守るため、消防・救急体制の充実に取り組んでいます。

今後、人口減少や高齢化の進行を背景として、消防団員の担い手不足による地域消防力の低下や、高齢者の増加に起因する救急需要の増大が見込まれることから、火災や事故といった緊急時に迅速かつ的確に対応するため、消防・救急体制を一層強化する必要があります。

## ■ 成果指標

- 「防災体制が整っている」と感じている人の割合(危機管理課)



## ■ 参考指標

—

■ めざす姿

- 激甚化する自然災害に迅速かつ的確に対処できる体制が構築され、発災時において被害が最小限に抑えられている。
- 市民一人一人の防災意識が向上し、地域の防災力が強化されている。
- 災害発生時において、二次的な災害を防ぎ、市民の生活再建に向けた迅速な復旧・復興が図られている。
- 建築物等の耐震化やがけ地に近接する建築物等の移転など災害による被害を未然に防ぐ取組により、発災時の被害が最小に抑えられている。
- 市民生活に欠くことのできない上下水道インフラの被害を最小限にとどめ、被災した場合であっても市民への確実な応急給水や迅速な応急復旧が実施できる。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定したソフト・ハード面からの対策	防災アセスメントの実施による的確な被害想定等を踏まえ、年次的な見直しを行う「宮崎市地域防災計画」に基づく総合的な防災体制づくりを推進します。	危機管理課
	高齢者や障がい者など誰もが安心して避難できる避難所の確保を図るとともに、避難が長期に及ぶことも想定した避難所環境を整備します。	危機管理課
	あらゆる災害を想定した年次的な備蓄を進めるとともに、迅速な使用のための備蓄倉庫の整備など適切な保管体制を確保します。	危機管理課
	津波一時避難場所や津波避難ビルの適正な確保を図り、避難誘導の実効性を高めながら、津波対策に取り組みます。	危機管理課
	デジタル技術などあらゆる手段を活用し、全ての市民等に対して迅速かつ確実に災害情報を伝達できる仕組みを整えます。	危機管理課
	大規模災害等によって発生した災害廃棄物について、円滑かつ迅速な処理を実現するため、適正処理の確保に向けた体制づくりを行うとともに、関係機関等との連携強化に努めます。	環境政策課

■ 成果指標

- 災害に対する備え(3日分以上の食料品等の備蓄)をしている市民の割合(危機管理課)



- 自主防災組織の訓練実施率(危機管理課)



- 基幹管路の耐震化率(水道)(水道整備課)



- 重要な幹線等の耐震化率(下水道)(下水道整備課)



【基幹管路】河川などの水源から浄水場へ水を送る導水管、浄水場から配水池まで水道水を送る送水管、配水池から各家庭に水道水を送る配水管のうち口径350mm以上の管のこと。【重要な幹線等】緊急輸送路、防災拠点や避難所と終末処理場をつなぐ道路、また鉄道や河川横断部などに埋設されている下水道管路。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
01 南海トラフ巨大地震をはじめとする大規模自然災害を想定したソフト・ハード面からの対策	防災重点農業用ため池の老朽化や耐震性能の調査を行い、ため池の改修やため池ハザードマップの周知など、防災・減災対策を推進します。	農村整備課
	河川や雨水幹線等の改修・維持管理をはじめ、急傾斜地の崩壊対策工事を行うなど、防災・減災対策を推進します。	土木課
	がけ地に近接する建築物等の移転を支援します。	建築行政課
	南海トラフ巨大地震等の将来起こり得る大規模な自然災害に備え、建築物の計画的な耐震診断、耐震改修の促進に加え、危険ブロック塀の耐震対策や瓦屋根の耐風対策などの一部支援を行うことで、防災・減災の充実に取り組みます。	建築行政課
	大規模自然災害が発生しても上下水道機能を維持するため、水源地や浄水場、基幹管路、並びに終末処理場や重要な幹線などの施設の耐震・耐津波化を重点的に取り組みます。	上下水道局
	被災した場合においても、上下水道機能の低下を最小限にとどめ、速やかな復旧や機能回復を円滑に図るために、業務継続計画(BCP)の不断の検証・見直しを実施するとともに、関係機関等と連携した応急給水訓練等も継続的に行います。	上下水道局

■ 成果指標(続き)

- 急傾斜地の整備箇所数(土木課)



■ 参考指標

【雨水幹線】公共下水道事業計画区域に既存し、排水面積が10ha以上の主要な雨水排水路のこと。【急傾斜地】法面の傾斜度が30度以上である土地のこと。

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
02 地域防災力の向上に向けた取組の推進	住民一人一人の防災意識を高めることで、日ごろからの備えや迅速な避難行動につなげます。	危機管理課
	地域における防災活動が円滑に実施されるよう、地域の実情に合った自主防災組織の結成や機能する組織づくりを支援します。	危機管理課
	地域による住民主体の避難訓練を推進するとともに、災害の発生から復旧までのフェーズに応じた地域での助け合いが円滑に機能するよう地域防災力の強化を図ります。	危機管理課
	平常時から避難行動要支援者名簿や個別避難計画を自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員等の地域の避難支援等関係者と共有することで、災害時に備えた地域での避難支援体制づくりを推進します。	福祉総務課
03 防災教育の充実	児童生徒が、自他の命を守るために必要な知識等を身に付け、自然災害等において、地域の一員として行動できるようにするために、地域と連携した防災教育の充実を図ります。また、学校安全担当者を対象とした研修の充実を図るとともに、地域の実態に即した防災教育の充実に努めます。	学校教育課

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身近な範囲の防災・減災対策を実施する。</li> <li>●日頃から自主的な備えや避難行動の確認を行う。</li> <li>●避難訓練や地域防災活動に参加する。</li> <li>●災害が起きた後の復旧活動に協力する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業所内における防災・減災対策を実施する。</li> <li>●防災・減災対策の推進、情報発信を行う。</li> <li>●避難訓練を実施する。</li> <li>●地域防災活動に協力する。</li> <li>●災害が起きた後の復旧活動に協力する。</li> <li>●行政と連携し、地域防災の推進に向けた取組を行う。</li> </ul>
行政 (宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●南海トラフ地震などの大規模災害を想定した防災・減災機能を充実させ、市民が安全・安心に暮らせるまちづくりを推進する。</li> <li>●関係機関・関係団体等と連携し、復旧支援体制を整備する。</li> <li>●市民の防災意識の醸成を図る。</li> </ul>

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
04 災害ボランティアによる復旧のための取組	宮崎市、宮崎市社会福祉協議会、宮崎市民活動センター、SVCみやざきの4者で「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」を策定し、年複数回の検討会議や資機材点検、年1回以上の訓練を実施し、災害ボランティアが被災者の生活再建に迅速に対応できる体制づくりに取り組みます。	文化・市民活動課

市の個別計画

- 宮崎市地域防災計画
- 宮崎市業務継続計画(BCP)
- 宮崎市津波避難計画
- 宮崎市災害時受援計画
- 宮崎市国民保護計画
- 宮崎市国土強靱化地域計画
- 宮崎市備蓄基本計画
- 宮崎市災害廃棄物処理計画
- みやざき水ビジョン
- 宮崎市公共下水道総合地震対策事業計画
- 宮崎市建築物耐震改修促進計画
- 第三次宮崎市教育ビジョン

国や県の取組

国

- 防災基本計画
- 防災業務計画
- 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画
- 国土強靱化基本計画

県

- 宮崎県地域防災計画
- 宮崎県地震減災計画
- 宮崎県国民保護計画
- 宮崎県国土強靱化地域計画
- 宮崎県備蓄基本指針

【SVCみやざき(災害時救援ボランティアコーディネーターみやざき)】平成17年の台風14号の際に「災害時救援ボランティアコーディネーター養成塾」の受講生(1・2期生)が、県内外からのボランティアの受け入れ等を行ったことをきっかけに、当受講生が継続的な研修や他機関とのネットワーク構築について組織的に行うことを目的に設立した団体。

■ めざす姿

- 地域全体の交通安全、地域防犯、消費生活等、建築物のバリアフリー化に関する意識が向上し、全ての市民が安心して暮らしている。
- 事故などの危険から身を守り、心身ともに健康で快適に過ごせる住環境が形成されている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 防犯対策の推進	犯罪を防止し、安全安心な地域を作るため、関係機関や関係団体等と連携して、地域の防犯意識の向上や防犯環境の整備を図るとともに、地域の防犯パトロール隊や青少年指導委員等による防犯活動を支援し、子どもたちのための防犯体制を確保します。	地域 コミュニティ課 地域安全課
	市民が繁華街を安心して通行し利用できるように、関係機関や関係団体等と連携して、客引き行為等に対する巡回指導や啓発に取り組みます。	地域安全課
02 交通安全対策の推進	交通事故のない安全なまちづくりを推進するため、警察等の関係機関と連携して、幼児・小学生・高齢者等を対象とした交通安全教室や出前講座などを実施するほか、交通指導員による街頭指導や各種交通安全キャンペーンにおいて、交通法令の遵守や夜間の反射材着用、自転車の安全利用等の啓発活動を行い、交通事故の減少に努めます。	地域安全課
	自転車の安全な利用を確保するため、関係機関と連携して自転車の利用が多い場所の駐輪環境の向上を図るとともに、利用者のマナーやモラルを高めながら、自転車の放置防止に努めます。	地域安全課
	交通事故の未然防止や安全で安心な道路環境を整えるため、交通安全施設の整備を行います。	道路維持課

■ 成果指標

- 刑法犯認知件数(地域安全課)



■ 参考指標

- 市内の交通事故発生件数(地域安全課)

■ 主な取組(続き)

項目名	内容	所管課
03 健全な消費生活に向けた取組の推進	消費生活に関する相談への対応を行い、消費者トラブル解決の支援や被害の未然防止を図るとともに、関係機関と連携しながら各年齢層に応じた啓発や消費者教育を行い、消費者の自立を支援します。	産業政策課
04 建築物のバリアフリー化の推進	建築物の優れたバリアフリー化を促進します。	建築行政課
05 安全で安心な住環境の形成	吹付アスベスト等による健康への影響が懸念されるため、吹付アスベスト等の分析調査や除却等に係る一部支援を行うことにより、安全で安心な住環境の形成に取り組めます。	建築行政課

- 市の個別計画**
- 宮崎市自転車等駐車場整備計画
  - 第11次宮崎市交通安全計画
  - 宮崎市再犯防止推進計画

- 国や県の取組**
- 国 —
  - 県 ○第11次宮崎県交通安全計画
  - 宮崎県交通安全実施計画

■ 各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における交通安全活動に協力する。</li> <li>●地域における防犯活動に協力する。</li> <li>●自転車損害賠償保険に加入する。</li> <li>●自転車利用時にヘルメットを着用する。</li> <li>●消費生活に関する知識を深め、必要に応じて相談窓口を利用する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における交通安全活動に協力する。</li> <li>●地域における防犯活動に協力する。</li> <li>●行政と連携し、暮らしの安全確保に向け、普及啓発等の各種取組を推進する。</li> <li>●建築物のバリアフリー化に協力する。</li> </ul>
行政(宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係団体と連携し、本市全体で交通安全、防犯対策、消費生活等の暮らしの安全の確保を図る。</li> <li>●自転車加害事故の賠償リスクの周知と損害賠償責任保険加入義務の啓発を行う。</li> <li>●自転車ヘルメット非着用の危険性の啓発を行う。</li> <li>●公共建築物において建築物の優れたバリアフリー化を推進する。</li> </ul>

■ めざす姿

- 火災や事故、傷病者の発生時に迅速かつ的確に対応できる消防・救急体制が確立している。
- 市民や事業者に防火・救命に関する知識が浸透し、地域において火災や事故への備えが整っている。
- 消防団への資機材等の整備拡充が図られ、魅力ある消防団体制が整っている。

■ 関連するSDGsの取組



■ 主な取組

項目名	内容	所管課
01 消防体制の充実	災害等に迅速に対応するため、消防緊急情報システムを適切に運用するとともに、新消防庁舎をはじめとする消防施設や耐震性防火水槽、消防・救急車両、資機材等を計画的に整備・更新し、広域消防体制の充実・強化を図ります。	消防局 (総務課・警防課・指令課)
02 消防団の維持	消防団員の育成や活動支援、資機材の整備を行うとともに、各種媒体を活用し消防団の意義と魅力について積極的に広報を行い、消防団員の確保に努めます。	消防局 (総務課)
	持続可能な消防団体制や魅力ある消防団活動のあり方を継続的に検討します。	消防局 (総務課)
03 救急救命体制の充実	医療機関における研修や指導救命士による訓練等を実施し、救急隊員の資質向上を図るとともに、救急救命士の行う救命処置の技術向上に取り組みます。	消防局 (警防課)
	増加する救急出動に対応し適切な救急医療を提供するため、救急隊運用の迅速化に取り組みます。	消防局 (総務課・警防課)
04 救急車の適正利用の促進や応急手当の普及啓発	救急車の適正利用を促進するとともに、市民を対象に救命講習会を実施します。	消防局 (警防課)
05 火災予防に向けた市民・事業者等への意識啓発	家庭の住宅防火対策や事業所における火災予防の重要性を啓発します。	消防局 (予防課)

■ 成果指標

- 消防団員充足率(消防局総務課)



- 119番通報入電から現場到着までの時間(指令課)



- 救急搬送者に占める軽症者の割合(警防課)



- 住宅用火災警報器の作動点検率(予防課)



■ 参考指標

市の個別計画

- 宮崎市消防計画
- 消防団拠点施設更新整備計画
- 宮崎市消防局・北消防署新庁舎整備基本計画
- 宮崎市消防局人材育成基本方針(第2次)
- 宮崎市消防職員研修計画
- 宮崎市水防計画
- 宮崎市消防局緊急消防援助隊応援計画
- 宮崎市消防局緊急消防援助隊受援計画

国や県の取組

国

- 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(消防庁)
- 住宅用火災警報器設置・維持管理対策基本方針(消防庁)

県

- 緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画

■各主体ができること

市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住宅用火災警報器を設置する等の火災予防を行う。</li> <li>●消防団活動に協力する。</li> <li>●救命講習に参加し、救急救命に関する理解を深める。</li> <li>●救急車を適正に利用する。</li> </ul>
事業者・関係団体等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防団活動への理解、協力を行う。</li> <li>●救命講習に参加し、救急救命に関する理解を深める。</li> </ul>
行政 (宮崎市)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消防・救急体制の充実を図る。</li> <li>●事業所に対して火災予防を図る。</li> <li>●消防団組織の維持・充実を図る。</li> </ul>